

福祉生活病院常任委員会資料

(令和7年6月10日)

〔件 名〕

- 鳥取県産業廃棄物処理施設設置促進条例に基づく周辺整備計画の同意について
(循環型社会推進課)・・・2
- 災害時協力井戸の設置・普及促進等に関する協定の締結について
(水環境保全課)・・・3
- レジオネラ症患者の発生に係る入浴施設への対応について
(西部総合事務所環境建築局、くらしの安心推進課)・・・4

生 活 環 境 部

鳥取県産業廃棄物処理施設設置促進条例に基づく周辺整備計画の同意について

令和7年6月10日
自然共生社会局循環型社会推進課

(公財)鳥取県環境管理事業センター(以下「センター」という。)から鳥取県産業廃棄物処理施設設置促進条例(以下「設置促進条例」という。)に基づく周辺整備計画協議書が県に提出され、周辺整備計画に同意したので、その概要を報告します。

1 周辺整備計画の同意

- ・令和7年5月2日付けで設置促進条例に基づく指定施設の指定を受けたセンターの産業廃棄物管理型最終処分場について、6月5日にセンターから周辺整備計画協議書が県に提出された。
- ・県は、当該計画が同意要件を満たしていることを確認したため、6月6日付けで周辺整備計画に同意した。

<周辺整備計画の概要>

- (1) 指定施設の名称
鳥取県環境管理事業センター管理型最終処分場(仮称)
- (2) 指定施設の設置の場所
米子市淀江町小波434-102番地 外36筆
- (3) 計画事業
 - ・集会施設整備事業
 - ・農業用水路整備事業
 - ・その他の施設、設備等整備事業
- (4) 計画事業に対する交付金
700,000千円

<設置促進条例第6条に規定される周辺整備計画の同意要件>

- (1) 周辺整備計画に定める事業が、対象地域の生活環境の保全又は地域振興に資するものであるとともに、地域住民の意見を反映したものであること。
- (2) 周辺整備計画に定める事業を実施する者の承諾が得られるものであること。
- (3) 周辺整備計画に定める事業の事業費の合計額から、次に掲げる額の合計額を控除した額が、指定施設の種類及び規模に応じ別表に定める限度額を超えないものであること。
 - ア 当該事業に対する国庫補助金、国庫負担金その他の国の支出金の額
 - イ 市町村に対する地方交付税の額のうち当該事業に係る部分に相当するものとして知事が定める額

2 今後の予定

計画事業を実施する自治会等から、設置促進条例に規定する「産業廃棄物処理施設周辺整備事業交付金」の交付申請書が県に提出されれば、交付決定した事業に対し交付金を交付する。

災害時協力井戸の設置・普及促進等に関する協定の締結について

令和 7 年 6 月 10 日
自然共生社会局水環境保全課

本県は東日本大震災を契機に、平成 25 年から中国地方で県単位では唯一、災害時協力井戸制度を設け、災害時の生活用水の確保に取り組んでいるところですが（R7 年 5 月末時点 153 件登録）、県内で地震等災害が発生した際の井戸の復旧や災害時協力井戸の普及促進等を強化するため、鳥取県さく井協会と県は「災害時協力井戸の設置・普及促進等に関する協定」を締結したので、概要を報告します。

< 災害時協力井戸制度 >

県は、県民や企業から申請のあった井戸を予め登録し、ホームページに「協力井戸マップ」を公開し、広く県民に情報提供を行っている。災害時には、県・市町村は改めて県民に情報提供し、被災者が生活用水として災害時協力井戸を無料で利用できる制度。

1 協定の目的

県内で地震等災害が発生し、被災市町村から避難所等防災拠点の井戸の復旧や住民の生活用水確保のための新規井戸の設置等の要請があった場合、これらの支援を実施するとともに、県が実施する災害時協力井戸の登録制度について、井戸を所有する個人及び事業者に対して、制度の周知や災害時協力井戸の登録について呼びかけを行うことにより、災害時協力井戸の普及促進等を図る。

2 協定締結までの経緯

- ・能登半島地震では、石川県で断水被害のあった 8 市町全てにおいて、災害時の井戸活用制度を設けていなかったため、災害時に活用できる井戸を把握できておらず、円滑に活用できなかった。
- ・東日本大震災における井戸の被害状況からみても、井戸は揺れと一体となった挙動をするため地震に強い構造物であるとされており、生活用水確保において井戸の活用促進が有効な手段の一つとされる。
- ・県が取り組んでいる災害時協力井戸の登録制度の周知も含め、災害時の対応を強化するため、鳥取県さく井協会と協定を締結することとした。

3 協定の内容

県の要請により、さく井協会は次の業務を協力する。

- ・被災市町村における災害時協力井戸の被害状況、復旧状況に関する情報の収集及び分析
- ・災害時協力井戸に関する県民相談の実施
- ・被災市町村が設置する避難所等防災拠点の井戸の復旧工事
- ・住民の生活用水確保のための新規井戸の設置
- ・その他被災市町村が必要と認める災害時協力井戸の緊急応急作業の実施
- ・県が実施する災害時協力井戸の登録制度の周知及び登録への呼びかけ

4 調印式の概要

- (1) 日 時 令和 7 年 6 月 5 日（木）
(2) 場 所 県庁第 4 応接室
(3) 出席者

鳥取県さく井協会
会 長 田島 大介
副会長 濱本 昭吾
副会長 矢田 康樹
さく井技能士会
会 長 山根 弘行
鳥取県知事 平井 伸治



レジオネラ症患者の発生に係る入浴施設への対応について

令和 7 年 6 月 10 日
西部総合事務所環境建築局
くらしの安心局くらしの安心推進課

「淀江ゆめ温泉 白鳳の里（米子市淀江町）」の利用客がレジオネラ症を発症した件に関し、これまでの対応状況及び今後の対応について報告します。

1 レジオネラ症患者の探知

令和 7 年 4 月 26 日に、医療機関から米子保健所に感染症法に基づくレジオネラ症患者発生届があり、調査の結果、患者は「淀江ゆめ温泉 白鳳の里」を利用していたことが判明した。

昨年度発生した 3 名のレジオネラ症患者が同施設を利用しており、上記の時点で昨年度から通算 4 例目の患者発生となった。

また、令和 7 年 5 月 13 日にも新たにレジオネラ症患者発生届があり、同施設を利用した患者は合計 5 名となった。

2 西部総合事務所の対応経過

(R6)

12/18 昨年度 1 例目（通算 1 例目）の患者発生を探知し、立入検査(※)を実施
（水質検査の実施なし）

(R7)

1/23 昨年度 2 例目（通算 2 例目）の患者発生を探知
立入検査(※)を実施（水質検査の実施なし）

2/20 昨年度 3 例目（通算 3 例目）の患者発生を探知

2/21 立入検査(※)を実施（水質検査の実施なし）

4/26 今年度 1 例目（通算 4 例目）の患者発生を探知

4/27, 30 立入検査(※)

・法令どおり衛生管理が行われていることを確認した。

5/8-9 水質検査のため採水

・以前からレジオネラ症患者が利用していた施設となっているケースが多いこと、併せて、配管洗浄の効果を確保するため水質検査を実施した。

5/13 簡易検査でレジオネラ属菌陽性の疑いがあったこと、今年度 2 例目（通算 5 例目）の患者発生を探知したことから、施設に対して営業自粛を要請
施設は営業を自粛

5/15, 16 水質検査結果（培養法）判明（基準を上回るレジオネラ属菌を検出）

5/26 改善確認後、西部総合事務所が再度水質検査のため採水

6/2 改善後の水質検査結果判明（基準適合：レジオネラ属菌未検出）

※立入検査：毎日完全換水、レジオネラ属菌の自主的な検査、貯湯槽等の清掃・消毒の記録、浴室等の清掃状態（ぬめりの有無）等の確認を行う。

3 今後の対応

今回の対応は、法令（公衆浴場法、公衆浴場法施行条例等）の範囲内のものではあったが、感染症拡大防止の観点からは不十分であった。今後は、水質検査の必須化や運用方法の統一を図り、厳格に対応していく。

○一斉点検を実施中（5月23日～6月末）

・県内の入浴施設（公衆浴場及び旅館・ホテル）のうち循環配管を有する全ての施設（130 施設）に対し、衛生管理の一斉点検（管理体制、清掃・消毒等の記録など）を鳥取市と連携して実施中。

○レジオネラ対応マニュアルを改正（6月9日）

・レジオネラ症患者（入浴施設利用）の発生を探知した際には、速やかに入浴施設への立入検査を行うことに加え、必ず浴槽水の水質調査を行い、厳格に基準の遵守状況を確認する。

○生活衛生担当課長会議の開催（6月12日）

・今回の事案の検証を行い、改善点を共有したうえで、今後の対応に反映していく。あわせて、改正マニュアルの運用を徹底する。

参考

【レジオネラ属菌について】

生息域	自然界に広く分布する <u>常在菌</u> で、土壌、河川、湖沼などに生息しています。
繁殖形態	アメーバなどの原生動物に寄生して 20～50℃程度で繁殖し、とくに 36℃前後の温度域では活発に繁殖するとされています。 ※入浴施設は、レジオネラ属菌が増殖しやすい環境にあるため、レジオネラ症の感染リスクがある場所です。
種類	60 種類

【レジオネラ症について】

レジオネラ症	主にレジオネラ肺炎と、ポンティアック熱の 2 つの病型があります。 潜伏期間は、2 ～ 10 日間です。 ○レジオネラ肺炎 発熱、咳、痰、呼吸困難に加え、頭痛、筋肉痛、下痢、意識障害、精神神経系症状など、呼吸器以外の症状もみられます。重症化しやすく、死亡例も報告されています。 ○ポンティアック熱 発熱、頭痛、筋肉痛など、比較的軽症で、自然に治癒することが多いです。
感染経路	人工的な水循環設備（循環式浴槽等）中で繁殖し、 <u>菌を含むエアロゾルを吸い込む</u> ことなどにより感染します。環境中の土壌由来というの也有くあります。
リスクの高い方	免疫機能が低い高齢者、新生児や大酒家、喫煙者、透析患者、糖尿病患者です。

【根拠法令】

■鳥取県公衆浴場法施行条例第 3 条第 8 号

原湯、原水、あがり湯及びあがり水(水道水を使用するものを除く。次号において同じ。)並びに浴槽水は、知事が別に定める水質基準に適合するよう水質を管理し、次号の水質検査の結果が当該水質基準に適合しない場合には、直ちに適切な措置を講ずること。

■鳥取県公衆浴場法施行条例及び鳥取県旅館業法施行条例による水質基準

レジオネラ属菌は、検出されないこと。(10cfu/100mL未満)